

2012.5厚労省指針・2012.6環境省石綿マニュアル2011に対応

空調衛生設備 レベル2保温材 アスベスト対応マニュアル 改訂一覧

株式会社ミヤデラ断熱

平成24年9月24日

項目	改訂前	今回改訂点
レベル2アスベストのサンプリング資格者	記載なし	<p>【厚労省指針による】 アスベストに関する知識と経験を有する人には、次の者があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 石綿作業主任者技術講習修了者のうち石綿等の作業の経験を有する者 ② 日本アスベスト調査診断協会に登録されたアスベスト診断士
レベル2アスベストのサンプリング分析者	記載なし	<p>【厚労省指針による】 分析は、十分な経験及び必要な能力を有する者が行う。 (社)日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業(石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者であること。</p>
レベル2アスベスト採取ツールの指導	記載なし	<p>【石綿則に基づく厚労省指導による】 採取に必要な機器及び用具</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 試料採取のための用具 チャック付のプラスチック袋または蓋付き容器(いずれも容量50ml以上) ② 使い捨て手袋 ③ 粉じん飛散防止剤及びそれを噴霧するための噴霧器 ④ 防塵マスク
処理工事実施の近隣への公示義務	記載無し	<p>【2011環境省改訂】 「処理工事実施の表示」 ・近隣に対する掲示【建築物等の解体等の作業に関するお知らせ】 ・作業員に対する調査結果の掲示(事業場名・調査方法と調査箇所・調査結果・調査者名・調査完了日等を記載)</p>
レベル2アスベスト 産廃規定の義務	石綿含有産業廃棄物は一般処理が出来た	<p>【2011環境省改訂】 レベル2アスベスト「特別管理産業廃棄物」に限定</p>